

清代雍正期における鄂爾泰の雲南経営

——改土帰流と地域開発——

森 永 恭 代

目次

はじめに

第一章 明清代の雲南統治の変遷——土司と改土帰流——

第二章 雍正期の雲南統治

第一節 時代の変化と改土帰流

第二節 鄂爾泰の雲南経営

おわりに

はじめに

前稿では、乾隆初年長江上流の金沙江と称される流域で行われた、船舶航行のための航道開鑿工事に注目した。こゝで対象となる金沙江は、四川と雲南の境界線上を走る一部流域を指すものである。工事は公的資金を投入された官営の一大公共事業であった。

筆者は前稿で工事が実施された一つの契機として、雲南銅の輸送ルート確保を挙げた。清朝政府は銅を制錢鑄造の原料として使用したが、当初は日本からの洋銅に頼っていた。だが正徳新例による日本側の輸出制限により、康熙末年からその輸出量は減少、代わって開鑿中の雲南銅を原料とするようになった。

銅は主に京師錢局で制錢鑄造に供される。雲南は西南内陸の山岳地帯である。省内各地に点在する銅廠から京師へ向けて、銅の京運は過酷な重労働であった。河川を利用した水路交通は、重い銅の大量輸送に適していた。そこで金沙江をはじめ輸送ルート上の河川開鑿が行われたのである。

しかしこの開鑿工事の内容を具体的に検討すると、必ずしも雲南銅だけに工事の理由があるとは言い切れない。それは工事の中に雲南という地域の特性を含めて考えてはいないからである。例えば京運開始以前からの金沙江をめぐる動きや、当地に多く居住する少数民族の存在などが、各所で影響を与えているのは事実だからである。

これまでの研究の多くは雲南銅からの視点でこの工事を紹介し、また評価するという傾向にあった。工事の事実には触れても、果たして十分に検討されてきたか否かはまだ疑問が残る。雲南銅もこの地域に特徴的な要素ではあるが、西南地域全体の中で正しく理解するためには、銅との関係に固執することなく、広い視野をもって捉え直すことが必要なのではないか。単なる事実確認ではない、工事に隠された重要な意義が浮き彫りになるはずである。

その手がかりとして筆者が注目したのは、工事の行われた乾隆期以前の、清朝による雲南の統治情況についてである。特に直前の雍正期には後述するように、元以来辺境地に対する羈縻政策として連綿と実施されてきた「土司制度」を、「改土帰流」することにより内地同様の統治方法に転換するという一大変化が、それまで以上に強力且つ大規模に起こっている。それを精力的に推進したのが、実は金沙江開鑿工事の発端を作った人物でもある雍正帝の重臣鄂爾泰であった。雲南にとってこれまでとは違う、大きな変革の時代がやって来たのである。この時代を経て開鑿工事は実施された。工事が何らかの影響を受けていてもおかしくはないであろうし、工事の中心地である東川府、昭通府は「改土帰流」の対象地域である以上、むしろそれに触発されて、開鑿工事実現が促された可能性も否定できない。指導者鄂爾泰はいかなる政治理念の下、新しい雲南統治を構築したのであるか。彼の一連の対雲南政策の延長上に、開鑿工事の存在が見えてはこないだろうか。

本稿では金沙江開鑿工事の意義を見直す一つの視点として、清代雍正期の「改土帰流」政策と、鄂爾泰による対雲南諸政策を取り上げる。またこの時代を構成する様々な要素にも目を向けつつ、雲南にとって雍正期がどのような時代であり、その後を決定づける一つの転機になったであろう事を明らかにしていきたい。

第一章 明清代の雲南統治の変遷——土司と改土帰流——

清代雍正期の雲南統治情況に触れる前に、まず明代から清初にかけての様子を確認しておきたい。本章の中心となるのは中央政府の西南に対する基本姿勢の変遷とその方法である。中央と西南地域の間に、どのような関係が構築されていたのだろうか。

中国王朝による辺境統治の基本は唐代に始まる羈縻政策にある。羈縻政策とは中国王朝が異民族を支配する際に用い

た方法で、各異民族集団の長に朝廷から爵位や恩典を与え、彼らの習俗のままにその一地域の自治を任せるといふ、武力に頼らない懐柔策のことである。この方針の下、元代以降には中央から正式に派遣される地方官（流官）に対して、西南地域に置かれた土着の地方官として、土司と総称される官が登場した。雲南に関して言えば、この時初めて雲南行省が建てられ、流官とともに当地の少数民族の酋長等が多く土司の地位に就き、雲南統治の要となつて機能した。

続く明代の雲南統治の基礎は元代より更に厳密に制度化した「土司制度」にある。明代の土司制度は、元代に設置された土司各官はそのまゝに、更に拡大する方向で引き継がれたものである。土司には元代同様に宣慰使、宣撫使、安撫使、長官使等といった武官系、土知州、土知県等といった文官系の各官があり、それを土酋や地域の有力者に与えて自治を任せた。彼らを通じて間接統治を行つたのである。

それぞれの官は明朝の許可を経て代々世襲されるものであつた。直系子孫だけでなく、後継者が幼ければ、叔父等が摂政として代わりに政務を行い、土司の妻にも継承権が許されていた。朝廷に対しては、数年に一度の朝貢と賦役の義務を負い、軍事的には征調の義務が課せられていた。なかでも軍事面では強力な一戦力として、土兵の徴集は最も重要視されていた。嘉靖年間沿海部一帯の倭寇の取り締まりに、土兵軍が多大な功績を挙げていることは有名である。また「以蛮攻蛮」の考えから少数民族の反抗鎮圧にも活躍した。当該地域の治安維持が土司或いは土兵の重要な役割でもあつたからである。

義務ばかりではなく、土司は明朝から正式に任命された官吏である以上、俸禄の支給も認められていた。朝貢の際には往復の交通機関と食料は保証された上、京師に至つて下賜される物品も多々あり、義務というより権利ともとれる恩恵が施された。懲罰についても流官と比べれば比較的軽く、罰俸或いは罰米、馬の献上などで許される場合もあつた。一定の代価さえ払えば、土司は自己の領地を任意の自由裁量で統治することができ、辺境においては非常に有利な地位

にあつたと言える。

土司は元代に設置され、明代に發展し整備されたと言われている。その根底に華夷思想が働いていることは明らかだが、中央から派遣される官僚、つまり流官による少数民族地域の直接統治は、実際には非常に困難極まりないという現実があつた。この事態を克服するために土司制度のシステムが緩衝材として利用されたのである。これは土司となる少数民族側にとつても、中央政府の權威を借りることで自らの地位を保つ作用があり、双方に利のある政治形態であつたと言えよう。

土司制度は次の清代に入つても継続された。⁽⁵⁾ 清朝軍は入関後南下してゆくに際して、南明政權をはじめとする抗清勢力を一掃しなければならなかつたが、それとともに西南地域の土司を如何に処理するかが一つの大きな問題であつた。清朝は武力制圧を行えば伴うであろう少数民族との無用の軋轢を避け、明代に設置された土司をほぼそのまま受け入れ、改めて清朝がそれを承認し直す形で容認した。投降帰順してきた土司は、地位を改めることなく承認した。これは必要な混乱を招くことなく、辺境地域の即時安定化を図るためであつた。中原を制したばかりの清朝にとつては、余計な争乱をここで起こしたくなかつただけでなく、その帰順した土兵は西南地域の制圧に対しても有効に働いた。

また、明代の土司制度を継承しつつ、より詳細な規定を設けたのが清代の土司制度であつた。武官系の官は「土司」、文官系の官は「土官」と明確に名称を分け、それぞれ兵部と吏部に所属させた。承襲についてもこれまで多く争乱の種になつてきたことから、正式な後継の証明書たる「号紙」「印信」を重視して、数年ごとに布政使による確認を必要とした。また後継の序列を確定し、年齢も十三歳以上とした。

しかし土司制度の整備が進む中、一方ではその独裁的統治による問題についても、次第に表面化しつつあつた。⁽⁶⁾ 土司の地位に就くことで、その一族は中央政權の大きな後ろ盾を得ることとなり、また世襲することで、何代にも

わたつて統治地域に対して絶大な権力を行使することができた。統治下の住民は当該地の土司はよく知つていても、中央政権の皇帝のことは知らないというほど、その存在は絶対的なものであった。土司は領地を私有化して、中央へ収めるための租税徴収はもとより、その他多くの附加税を独自に住民に課して搾取した。更には兵役が課せられ、重要な戦力として朝廷に提供された。土司の強権の前に、従来からある部族内の搾取と合わせて、一般住民の負担は増す一方であった。この事態は彼らの生産力を低下させ、土司の奴隸的身分へと陥らせることになった。それはやがて一般住民の土司に対する激しい抵抗を生み、武力蜂起が各所で頻発するようになるのである。

また各土司は自然条件の制約に加え、外部からの干渉を受け入れず個々の土地を固守し、排外的・閉鎖的であった。このため土司間或いは土司と内地との交流を嫌う性質が見られた。結果それぞれの土司の勢力は拮抗し割拠する状態にあり、土司間の対立も激しくなった。こうした状況では中央政府の統制が徹底されるはずもなく、西南地域は孤立の一端をたどり、社会経済の発展からも取り残され停滞するようになった。

このような土司の問題は明代中期頃から認識されるようになるが、またそれとは全く逆に西南地域と内地の関係が徐々に密接になり始めてもいた。内地からの移住民の増加による漢族と少数民族との融和や、内地との交易の活発化による商人の往来が見られ、実質的に内地に取り込まれつつあった。だがこの傾向は土司の存在とは相容れないものであり、矛盾をきたし始めていた。それを解消するため一つの対策として「改土帰流」という政策がここで登場してくる。

改土帰流とはその字が示すように「土を改め流に帰す」ということであり、土司を改めて流官による内地同様の統治を行うことを意味する。つまり土司を挟んでの間接統治から、中央による直接統治へと移行することであった。土司の地位も権利も全て廃止して、中央から派遣される流官がそれに取って代わり、一から内地と同じ州県制を敷くのである。一定の義務さえクリアすれば、従来の習俗そのままに土司の裁量に統治が任される土司制度と違い、中央の法令の遵守

が求められ、住民の戸籍を作成し土地を測量して税糧を定め、保甲制を組織し、学校を開いて科擧も実施されることになる。これは土司にとって今まで享受してきた既得権益を奪われる危機であり、彼らの激しい反発が予想される政策であった。

まず明朝において行われた改土帰流は、反乱の発生、後継者の不在やそれを巡る土司内の権力抗争をきっかけにするものが多く、特に承襲に関わる土司族中の内紛は改土帰流の絶好の機会となった。その際武官から文官に切り替え、土司から兵権を奪うといった処置がなされる場合もあった。ただ明朝自ら働きかけるものではなく、やむを得ないその場限りの受動的な理由による応急措置がほとんどであった。また反対に流官から土司へと切り替える地域もあり、全体的に土司から流官へという流れが存在した訳ではなかったようである。

清初の場合は、先述したように西南平時においては、基本的に明代の土司を受け入れる穏便な姿勢で対応したが、ただ清朝に帰順せず抵抗し或いはその地域に不利益と見なされた土司については、明代以上に厳しい態度で臨み、容赦なく改土帰流を実施した。この時の改土帰流の主目的は、あくまで抗清勢力の抵抗を抑えるためのものであった。故に局地的であり、土司制度そのものを覆す改革にはならなかった。そして南明政権打倒の後、呉三桂による支配とその討伐のため、西南地域は更に長い戦乱の時期を経ることになる。

以上のように明代から清初にかけて幾度となく改土帰流は実施されているが、いずれも土司制度の根本を見直すものではなく、現状の西南社会との矛盾を解消するほどの影響力は持たなかったものと考えられる。しかしこの政策の実施は、雍正期に入って一気に加速し、大々的に行使されるようになるのである。

第二章 雍正期の雲南統治

第一節 時代の変化と改土帰流

第一章で述べたように、長きにわたる土司制度の継続により、土司の専横と弊害は明代から既に問題視されていた。この事態に対処する試みの一つとして、改土帰流が実施され始めるが、それは土司制度を根底から覆すような威力を持ち得たものではなかった。

しかし康熙二十年（一六八一）ついに三藩の乱が平定され西南一帯の戦乱が治まると、本格的な雲南経営が考えられるようになる。翌二十一年、雲貴総督に就任した蔡毓榮はこれからの雲南に必要な善後策として『籌滇十疏』⁽²⁾を提出した。「請蠲荒」「制土人」「靖逋逃」「議理財」「酌安插」「收軍器」「議捐輸」「弭野盜」「敦実政」「举廢墜」の全十項目に分けて、雲南の政治や経済、文化、民族など多岐にわたる内容について、彼の目指す経営方針を表したものである。この上疏はその後の雲南経営の鍵ともなり、後代の雲貴総督に大きな影響を与えたとされている。少なくともこのような上疏の登場は、雲南が戦後の混乱を乗り越えて、地域開発へとやっとその一歩を進めようとする区切りを迎えたことを示していると考えられるだろう。中央政府はこれまでの対雲南政策を練り直すべき、大きな転換点に立ったと言えるのではないか。

同時にこの地域の実質的な変化として、内地との交流という面で端的に見られるのが、明清代にかけての人口の変動であろう。大量の移住民（多くは漢族）がこの時期雲南へ流入していったのであり、それは新たな雲南社会の構築を示唆している⁽⁹⁾。

明代の場合、漢族の雲南への移入は洪武及び永楽年間に始まり、またその時期に集中している。これは雲南平定戦⁽¹⁰⁾に伴う軍の派遣と屯田策によるものである。洪武十四年（一三八一）洪武帝は元の梁王政権征討のため雲南軍征を開始し、翌年二月には政権打倒に成功、しかしその後も少数民族の反乱が頻発し、これを抑えるため絶えず兵力が大動員され、田地の荒廃を防ぐため軍屯が進められた。これにより洪武後期にかけて、赴任してきた軍人とその家族等の移住が進行した。また辺境に軍を配備することによって発生する物資の需要と供給に対して、いわゆる開中法が実施され、それに伴う商人の雲南への到来も増加した。

清代になると、対南明政権と対呉三桂の戦乱のため多くの住民が死亡或いは逃亡し、土地は荒廃せざるを得ず、雲南の人口は一時減少傾向を見せるかに思われた。が、三藩の乱後には莊園や軍屯地をも民田に組み入れた上、大いに開墾奨励し再び移住が進められたため増加に転じていった。⁽¹¹⁾

以上から康熙年間以降、雲南地域に変化の兆しが見え始めていたことは明らかであろう。全般的な地域の立て直しと、内地化していく雲南社会への対応、清朝の次なる政策が待たれる状況がそこにはあった。

このような時代の推移の中、雲南地域に対する施策として改めて注目されたのが改土帰流政策である。それは土司による弊害を克服し、中央の統制が行き届かない現状を打開するため、これまで以上に大規模に行われることになった。これを一手に任されたのが、雍正期の重臣鄂爾泰である。

鄂爾泰⁽¹²⁾は康熙十六年（一六七七）の生まれ、字は毅庵、西林覺羅氏出身の満州鑲藍旗人である。康熙三十八年（一六六六）の拳人で、同四十二年佐領三等侍衛を授かり康熙帝に仕え、五十五年内務府員外郎となる。その後雍正帝の厚い信任の下、雍正元年（一七二三）には雲南郷試副考官を経て、江蘇布政使に抜擢された。雍正帝をして「天下第一の布政使⁽¹³⁾」と言わしめるほどの活躍を見せた彼は、雍正三年（一七二五）八月広西巡撫に転任、十月には雲南巡撫に着任、

以後雲貴総督、雲貴広西三省総督と歴任した。鄂爾泰が総督として雲南に赴任していたのは雍正四年（一七二六）二月から同九年（一七三一）十月までの六年間弱である。この間の彼の功績はなんと言っても改土帰流の実現であり、それが雍正帝の最も期待するところであった。

そもそも三藩の乱平定以降、台湾回復、ジュンガル部鎮圧等を経て、清朝政権は安定と隆盛の時期を迎えており、また雍正帝即位当初の皇位継承に伴う内部抗争にも落ち着きが見られたこの頃、西南の土司制度に対して存続の是非を問う論議の高まりがあった。その総括として鄂爾泰による改土帰流の建議がなされたのである

改土帰流については前章においても簡単に触れたが、鄂爾泰の実行した雍正期の改土帰流についてより具体的に見ていこう。

実は当初この改土帰流実施に際して、官僚内では賛否両論の争議が持ち上がっていた。「撫」によって穏便に収めるのか、或いは「剿」を取り武力を以てでも強引に進めるか、どのような態度で土司に相對するかが問題となっていたのである。これに対して鄂爾泰は一貫して「剿」の立場から改土帰流推進を主張した。この意見に雍正帝も賛同し、「撫」を唱える他の官僚の意見を一掃した。それだけ鄂爾泰の発言を重要視していたと言えるだろう。¹⁴雍正帝が彼を重用する理由には一つ逸話がある。雍正帝がまだ皇子で藩邸に居た折、彼を邸に呼び出そうとしたが、鄂爾泰は皇子との私的な交際は禁じられていてこれを断った。法を厳守するこの態度を雍正帝は高く評価し、即位後の彼の登用に繋がったのである。¹⁵

鄂爾泰はその雲南赴任期間中の雍正四年から九年にかけて改土帰流に全力を注いだ。対象地は雲南だけではなく、貴州、広西、四川、湖広にかかる広い地域で行われている。

改土帰流の内容としてまず最初に解決すべきは土司の革除である。¹⁶雍正期に革除された土司の数は全部で二百二十家、

そのうち雲南では湖広、四川に次いで十七家が革除された。革除の際の名目として、抵抗運動や掠奪行為等、何らかの罪を以て行われるのがほとんどであった。罪状に応じて処罰を下した後、一族郎党は本拠地から切り離され、安徽、江蘇、江西等地縁の全くない遠方へ強制移住させられた。但し移住先では地方官の管理下に置き、田地を支給し生活を保障することで、恩恵を与え帰郷の念を抱かせないよう務めた。土司の中には自ら地位を返上し改流を請うものもあり、これに対しては一旦免職した後地位の低い千総、把総等の職を与え世襲を許すこともあった。

土司がいなくなれば、流官を派遣しなければならぬ。誰をどこへ派遣するのか、その人選は非常に慎重に行われねばならなかった。というのも旧支配層との関係や住民に対する圧政、搾取が、根本から改善されなければ、土司が流官に代わったところで当然反発は免れないからである。例えば雍正四年（一七二六）六月に改土帰流を受けた鎮沅土知府では、威遠同知であった劉洪度が派遣され統治することになったが、翌五年一月には現地の少数民族数百人に襲われ殺害されるという事件が起こった。¹⁷これは劉洪度の統治方法に強引さがあったこと、旧支配層である多くの土目等の反発が大きかったことが言われている。流官には吏治を重視し、法を厳守し、清廉潔白で優秀な官吏が求められた。更にこの上に土司統治下にあった人民と土地を開放し、戸籍作成や土地の測量がなされ、旧来の陋規に対する禁止令を出す等、内地同様の支配体制を築くため、数多の政策が実行された。

だが以上のような措置の全てが順調に進んだわけではない。むしろ少数民族の抵抗は根強く、雍正期に革除された土司の約半数百十二家に対しては、大規模な用兵をともしない武力をもって対応せねばならなかったという。中でも四川、雲南、貴州三省に関わる烏蒙、鎮雄土府は、元々四川省の管轄下にあり、最も激しい闘争の末に改土帰流がなされたとされ、その後昭通府として新たに雲南省の管轄に組み込まれることとなった。¹⁸

さて、以上のような過程を経て実行された改土帰流であるが、鄂爾泰の考えでは本来どのようなものだったのか。史

(雍正) 四年春、鄂爾泰を以て雲南に巡撫たらしめ総督の事兼ね奏し言えらく、雲貴の大患、苗蠻に如く無し。民を安んぜん⁽¹⁹⁾と欲すれば、必ず先ず夷を制すべし、夷を制せんと欲すれば、必ず改土帰流すべし。

竊かに以うに苗獠の逞兇、皆土司に由る。土司の肆虐、並びに官法無く、恃むに土官土目の名有り、その相殺相劫の計を行⁽²⁰⁾う。漢民その摧殘を被り、夷人その荼毒を受け、これ邊疆の大害、必ず當に剪除すべき者なり。……故に臣の愚昧を以て、演黔を統計すること、必ず以てこれ第一の要務と為す。然れども改帰の法、計擒は上策と為し、兵剿は下策と為す、自ら投⁽²⁰⁾獻するは上策と為し、勅して投獻せしむるは下策と為さしむ。

とある。雲貴の大患は異民族問題に他ならず、民を安んじ夷を制するには必ず改土帰流すべきと主張し、第一の重要課題と見なしている。またその原因は辺境の大害たる土司にあると指摘し、必ずこれを排除すべきと強調した。方法としては支配層の土司を捕らえる「擒」或いは自ら投降させることを上策とし、それが不可能であれば武力をもつて対応する「剿」、強制的に投降させる策を取る方針であった。

鄂爾泰は改土帰流の必要性と土司の弊害の大きさを特に強く述べている。つまりここから彼の問題意識が西南地域の「統治のあり方」に重点を置いていることがわかる。明代や清初の改土帰流と比べて明らかなのは、土司の廃止という明確な目的が存在するところであろう。その場しのぎではない、西南地域の今後の行く末を見据えた上で、新たな秩序維持の形を模索する最初の第一歩としての政策だった。故にその実施は精力的且つ積極的に展開されていたのである。

武力行使も辞さずの鄂爾泰の強力な改土帰流は、雲南だけでなく西南一帯で繰り広げられたが、同時に今まで清朝に与しなかった「生苗」⁽²¹⁾と呼ばれた少数民族の一群を支配下に置き、新たな土司をもまた増やしていった。最終的には全ての土司がこの雍正期に改土帰流されたわけではなかった。土司は各所に残存したまま、何と清末、民国期を迎え、自

治州の設置など現在の民族問題にまで影響を及ぼすのである。

第二節 鄂爾泰の雲南経営

鄂爾泰が熱心だったのは改土帰流ばかりではなかった。彼の上奏に次のような一文がある。

国家の政治祇に理財の一大事有り。田賦、兵車、刑名、教化、均しく理をこの財に待ち、理を得ざれば則ち諸事振るわず。⁽²²⁾

ここで鄂爾泰は国家政治における「理財」の重要性に触れている。この言から考えるに、西南地域に対しても土司の専横による地域荒廢と、辺境地であるがゆえの経済停滞に注目していたのではと察せられる。その証拠に改土帰流政策と並行して、様々な善後策をとっているのである。彼は雲貴総督就任直後に次のような「実政四条」「実政十三条」という施政表明を行っている。

(実政四条) 一 戒因循、一 嚴朋比、一 重彝情、一 正風俗。⁽²³⁾

(実政十三条) 一 禁重耗、一 禁私派、一 勤墾荒、一 禁濫差、一 端土風、一 禁遊民、一 疏通鹽法、一 禁峻訟、一 飭衛蠹、一 飭官員、一 勸開河、一 飭兵弁。⁽²⁴⁾

「実政四条」の「彝情を重くす」は、西南の特殊条件たる少数民族を意識していることは間違いない。これは改土帰流政策に通じるものと考えられる。また「実政十三条」を合わせてみると、治安と政治の正常化に重きを置いているのがわかるが、一方で「墾荒に勤める」「鹽法を疏通す」「開河を勤める」とあり、土地開発や経済にも関心が強いことが読み取れるのである。さらに雍正四年十一月十五日の鄂爾泰の上奏によると、雲南、貴州に対する急務を四つの項目に分け、「夷情の制する無きなり」「軍伍の振るわざるなり」に続けて、以下のように述べている。

一つ地利の未だ盡くさざるなり。雲貴の両省地少く山多しと雖も、然れども水旱均しく平にして、荒年甚だ少し、且つ鉞厥

塩井出産頗る多し、何ぞ江南一府に如かざるに至るや。……一つ水陸の講ぜざるなり。雲貴は遠く天末に居り、必ず商賈流通するを須ちて、地方漸く生色有るに庶し。今水路通じず、陸路甚だ険にして、往来貿易する者、肩挑するに非ざれば即ち馬載し、費本既に多く、息を獲ること甚だ微にして、以て裹足前まず、諸物の艱貴するを致す。……⁽²⁵⁾

ここでは少数民族と駐留軍の問題と並んで、土地の利用、特に鉱物資源の有用性を指摘し、また水陸交通の不便を訴え整備の必要を説いている。以上に見られるように、鄂爾泰は土司への対策だけでなく地域振興についても同様に重視し、数々の政策を実際に行使していった。

まず土地開墾事業について、例を挙げてみよう。東川府は先に名前の挙がっている昭通府の西側で境界を挟んで隣り合っており、共に元は四川の管轄下にあつて、土司禄氏が支配していた土地である。康熙三十一年（一六九二）に「献土改流」されたが、依然禄氏の影響下にあり、省城のある成都から遠く離れていたため、流寇の蹂躪に遭い未開の地となつていた。

土人兇悍にして、専ら劫掠を事とすれば、川民肯て遠きに赴きて力耕せず、滇民もまた敢て近きに就きて播墾せず。……

若し東川府雲南に改隸するを得れば、雲南路近く、聲教及び易し。凡そ滇黔両省の商民、力めて能く開墾する者有らば、廣く招徠を為して以てその地を実たさん。並びに附近の管汛をもつて、斟酌移駐し、以て彈壓に資すれば、ただに兵民衆多なるのみならず、土人も自ら敢えて横肆せざらん。且つ従前の茂草、皆變じて膏腴と為り、民福利を受け、国錢糧を増さん。⁽²⁶⁾

四川の民も雲南の民も寄り付かなかつた東川の地であるが、本来は「膏腴の府、物産の区」⁽²⁷⁾とも認識されていた。大いに民衆を招来し開墾すれば荒れ地も肥沃な土壤に生まれ変わるとして開墾策を進めている。

また麗江府については、

臣惟うに墾荒の法、民生第一の要務に係り、到る處皆然り。……麼步等の弊、耕種を諳じず、兼ねて地寒に苦しむ。臣已に

麗江府元展成に飭して、現在招墾し並びに教うるに作糞摻灰の法を以てすれば、目今漸く頭緒有り。⁽²⁸⁾

先ず水牛一百頭を買い、蓋房六百間、招民開墾して、牛種を酌給し、房屋復た給し、現銀を以て半年食米の費と為す。それ外州県自り來たる者、また給するに盤費以て搬運行李の資と為す。⁽²⁹⁾

とあり、「墾荒の法」は「民生第一の要務に係る」としてその地の開墾を奨励し、少数民族等に新たな農業技術をも教授し、その効果が現れてきたと伝えている。また開墾に必要な牛や家屋を提供し、外地より入植してきた者にはその旅費を給付するなど、農業振興のための補助制度も充実させていた。

続いて雲南に特徴的な政策として鉞山開発について見てみる。先の史料中に「鉞廠塩井の出産頗る多し」とあるように、雲南では鉞山及び塩井が多数存在し、特に銅や鉛、銀といった鉞物の産出量は急激に伸びてきていた。本章冒頭に述べた蔡毓棠も『籌滇十疏』の「議理財」の中で、鉞山開発について触れている。そのうちの銅は制錢鑄造の新たな供給源として期待されてもいた。鉞業を大いに盛り上げることに、そこから上がる税収入を省の財政に付加しようとしたのである。

必ず先ず田畝を開墾し、多く稻糧を積めば、則ち油米の価賤にして、開採難からず。而して銅課既に多く、錢本重からず、然る後開局して鼓鑄し、官私通行すれば、則ち錢銀に当たるべく、民自ら利を楽わん……⁽³⁰⁾

まず田地を開墾して油米の価格が下がれば、銅の採掘も可能となり、多量の銅が採掘されればまた価格は下がり、しかる後錢局を開いて銅錢鑄造を行い流通させれば、経済は活発化して雲南經濟の向上を促進することが可能と考えていた。そのため旧来の銅廠とともに新しい銅山開発にも務めたのである。先に登場した東川府は銅廠の集中した地域でもあり、明代以来の最大銅廠である湯丹を中心に産出量を増加させていった。

水利事業、水陸交通網の整備に関しても、鄂爾泰は多くの仕事をこなしている。「実政十三条」の中に「開河を勧め

る」と特筆するように、彼は水利を得意分野としていたらしく、雲南においても嵩明州楊林海、昆明滇池等数々の水利事業を行っている。雲南を離れ大学士の地位についた後も、河川や水利事業の対象地に視察を命じられ足を運んでいることから、専門家として認められた存在であったと思われる。⁽³¹⁾ 交通に關しても先に「水陸の講ぜざるなり」として水陸ともに不便であることを述べているように、内陸に孤立した雲南の地理的情況に鑑み、四川へ或いは貴州、広西へと繋がる道程を求めた。陸路については「開通するに黔滇路八百余里」⁽³²⁾とも言われており、雲南広西府から昆明、貴州安顺府鎮寧州から普安州等の陸路が開かれている。また水路についても各地に目を向けながら、中でも金沙江とそれに通じる水系を開くことよって、漢口を中心とする長江中流域の經濟圏と結ぶことに目を向けていたことは、前稿に筆者が記した通りである。ここから金沙江開鑿事業への道が後々開かれることになるのである。

以上述べたように、改土帰流を強力に推し進める一方、並行して様々な地域開發にも鄂爾泰は手を広げていた。雲南に捧げられた彼の活動の数々は、その後この地にどのような影響を及ぼしたのであろうか。

おわりに

本稿では明清期の西南地域、特に雲南の統治のあり方について検討してきた。中でも雍正期の改土帰流と鄂爾泰による様々な雲南經營策を取り上げその概要を述べた。

この鄂爾泰の一連の政策について近年の中国では、改土帰流はその後の西南地域における開發の促進に、多大な貢獻をしたとする論調が強いようである。⁽³³⁾ 土司制度を批判すると共に、改土帰流の結果を水陸の交通網整備や銅山開發に求めるもの⁽³⁴⁾、或いは鄂爾泰の個々の雲南經營策をも改土帰流の成果の中に盛り込んで語るもの⁽³⁵⁾等方法はそれぞれではあるが、どれも以後の雲南開發の發端を全て「改土帰流」という名の下に集約しようとするかのようなようである。

確かに改土帰流によって土司の存在が取り払われたことには、大きな意味があると言えよう。その後の雲南の発展を導いたのもまずそこに起因すると考えられる。しかし改土帰流がまるで直接的に地域開発を呼んだかのような、或いは改土帰流そのものに開発の意味を含ますような近年の理解は、誤解を招きかねない。改土帰流Ⅱ地域開発では決してない。改土帰流それ自体に地域開発の結果を求めるのは、やはり問題だと言うべきだろう。

また改土帰流は雍正期のみを実施されたわけでも、鄂爾泰独自の政策でもない。明代から清初にかけても行われていた辺境対策の一つである。その過程と成果を比較すれば雍正期とは差があるため、どうしても軽視してしまうのである。第二章第一節にも述べたが、前代の改土帰流と雍正期の改土帰流の大きな違いは、何を目的としているかである。

前代の改土帰流はその都度一時的に行われる小規模なものであった。例えば承襲等に絡んだ土司内の混乱状態を解消するための一手段に過ぎなかった。一方雍正期の改土帰流ははつきりと、土司制度によって雲南社会へ与える弊害を改めることを目的としていた。非常に明解である。土司制度から脱却して、如何に統治し治安維持を図るかに大きな意義があつたのである。土司の強固な枠組みから解放された地域を流官により直接統治することで、既存の清朝政府中心の秩序内へ徐々に組み込んでいこうとする、統治制度上の「内地化」とも言えるかもしれない。

ではより具体的な実質の「内地化」は、清朝の意図としてこの時なされていたのであろうか。それは第二章第二節で見た、改土帰流と並行して行われた、鄂爾泰の雲南経営諸政策にかかっていた。むしろ農地開墾、鉞山開発、水利事業、交通網整備等、彼独自に実行した様々な経営努力にこそ、後に雲南地域が発展してゆく基礎があつた。加えて移住民の増加に見られるような社会変化も、そこに大きく関係しているはずである。清初の戦乱の終了と改土帰流の進行によりさらに雲南は人口増加し、少数民族と漢族の融和と反発が何かしら作用していただろうことは想像に難くない。

ただ「内地化」と言っても、それが現地の住民つまり大多数の少数民族等にとって良い政策であつたかどうかは疑問

である。あくまでも「内地化」は中央政権側に立って見た政策であって、対象は内地民（漢族）中心になるだろう。少数民族にとって見れば、支配層であった土司が流官に入れ替わるだけだったかもしれない。彼らにどれほどの変化をもたらし、利益を与えたか否か、実際には定かではないのである。

しかし客観的に見れば、やはり雍正期は雲南にとって重要な一時代であったと言えよう。改土歸流による直接統治の実現により、地域の大きな枠組みとしての新たな治安維持が確立された。それに並行して施行された鄂爾泰の各種改革の結果として、以後の雲南経営への基盤を固めることになった。冒頭に述べた金沙江開鑿工事について考えれば、その発想は既に鄂爾泰の頭の中にあつたであろうが、実現にはまだ至らなかつた。しかしその素地だけはこの時しっかり作り上げていたと言えるだろう。

註

- (1) 拙稿「乾隆初年の雲南金沙江開鑿工事について―清代雲南における航道開発事業の一事例として―」（『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編第五号、二〇〇六年三月）参照。
- (2) 岡田宏二「中国華南民族社会史研究」（及古書院、一九九三年六月）「序章中国王朝の羈縻政策概観」等参照。
- (3) 土司全般について、矢野仁一「支那の土司について」（『近代支那論』弘文堂書房、一九二三年一〇月）、余貽澤「中国土司制度」（正中書局、一九四四年十一月）参照。
- (4) 以下明代の土司について、余貽澤「明代之土司制度」（『禹貢半月刊』第四卷第十一期、一九三六年）、神田信夫「明初

- 滇辺土司の設置について」(『東洋学報』第三十五卷三号、一九五三年)、栗林宣夫「明の西南夷経営」(『史潮』四十九号、一九五三年)、岡野昌子「明代土司制度考」(『待兼山論叢』第一号、一九六七年)等参照。
- (5) 以下清代の土司について、余貽澤「清代之土司制度」(『禹貢半月刊』第五号第五期、一九三六年)、李世愉「清代土司制度論考」(中国社会科学出版社、一九九八年)等参照。
- (6) 以下土司の弊害について、前出註(5)李世愉氏論考等参照。
- (7) 蔡毓榮について、『清史稿』卷二百五十六列伝四十三「蔡毓榮」参照。
- (8) 方国瑜主編『雲南史料叢刊』(雲南大学出版社、一九九八年)第六卷、蔡毓榮「籌滇十疏」参照。
- (9) 移民についての概要は、曹樹基「中国移民史」第五卷、第七章洪武大移民辺疆篇P.305～P.313、第九章流民和客民P.410～P.413、同じく第六卷、第四章西南移民潮P.164～P.172参照。
- (10) 洪武雲南平定戦と軍屯について、奥山憲夫「洪武朝の雲南平定戦(一)」(『東方学論集・東方学会創立五十周年記念』東方学会、一九九七年五月)、「洪武朝の雲南平定戦(二)」(『史朋』二十八号、一九九六年五月)参照。
- (11) 明清代の漢族移民について、藍勇「明清時期雲貴漢族移民的時間和地理特徵」(『西南師範大学学报』(哲学社会科学版)第二号総第八十七期、一九九六年)、謝国先「明代雲南的漢族移民」(『雲南民族学院学报』第二号総第五十一期、一九九六年)、蒼銘「清代漢族移民人滇原因考」(『清史研究』第三号総第三十一期、一九九八年)等参照。
- (12) 鄂爾泰について、『清史稿』卷二百八十八列伝七十五「鄂爾泰」、『清史列伝』卷十四「鄂爾泰」、鄂容安等撰「鄂爾泰年譜」(中華書局、一九九三年九月)、神戸輝夫「鄂爾泰と雲南」(『史学論叢』第二十一号、別府大学史学研究会、一九九〇年六月)等参照。
- (13) 「宮中檔雍正朝奏摺」雍正二年六月八日、鄂爾泰の上奏への雍正帝の硃批。

- (14) 前出註(5) 李世愉氏論考等参照。
- (15) 『清史稿』卷二百八十八列伝七十五「鄂爾泰」。
世宗在藩邸、偶有所囑、鄂爾泰拒之。世宗即位、召曰汝為郎官拒皇子、其執法甚堅、深慰諭之。
- (16) 前出註(5) 李世愉氏論考、及び本稿末表1(雍正期における雲南の革除土司一覽)、図2(雍正期雲南改土歸流図)参照のこと。
- (17) 前出註(12) 神戸輝夫氏論考に詳しい。
- (18) 神戸輝夫「清代雍正朝期の改土歸流政策―烏蒙・鎮雄両土府の場合―」(『大分大学教育学部研究紀要』第十五卷第二号、一九九三年十月)、「清代雍正朝期の少数民族統治について―改土歸流後の烏蒙府を中心に―」(『大分大学教育学部研究紀要』第十六卷第一号、一九九四年三月)に詳しい。
- (19) 『聖武記』卷七、雍正西南夷改流記上。
- (雍正) 四年春、以鄂爾泰巡撫雲南兼總督事奏言、雲貴大患、無如苗蠻。欲安民、必先制夷、欲制夷、必改土歸流。
- (20) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正四年九月十九日、鄂爾泰の上奏。
竊以苗猺逞兇、皆由土司。土司肆虐、並無官法、恃有土官土目之名、行其相殺相劫之計。漢民被其摧殘、夷人受其荼毒、此邊疆大害、必當翦除者也。……故以臣愚昧、統計滇黔、必以此為第一要務。然改歸之法、計擒為上策、兵剿為下策、令自投獻為上策、勒令投獻為下策。
- (21) 「生苗」とそれに対する「熟苗」に関しては、武内房司「西南少数民族―土司制度とその崩壊過程をめぐって―」(『明清時代史の基本問題』及古書院、一九九七年) P.584参照のこと。また『聖武記』卷七雍正西南夷改流記上には以下のよう
にある。

有觀于西南夷者曰、曷謂苗、曷謂蠻。魏源曰無君長、不相統屬之謂苗、各長其部、割據一方之謂蠻。

(22) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正四年八月初六日、鄂爾泰の上奏。

国家政治祇有理財一大事。田賦、兵車、刑名、教化、均待理于此財、不得理則諸事不振。

(23) 前出註(12)『鄂爾泰年譜』「襄勤伯鄂文端公年譜」、雍正四年二月の記述参照。

(24) 註(23)に同じ。

(25) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正四年十一月十五日、鄂爾泰の上奏。

一地利之未盡也。雲貴兩省雖地少山多、然水旱均平、荒年甚少、且鉅厥塩井出產頗多、何至不如江南一府。……一水陸之不講也。雲貴遠居天末、必須商賈流通、庶地方漸有生色。今水路不通、陸路甚險、往來貿易者、非肩挑即馬載、費本既多、獲息甚微、以致裹足不前、諸物艱貴。……

(26) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正四年三月二十日、鄂爾泰の上奏。

土人兇悍、專事劫掠、川民不肯赴遠力耕、滇民亦不敢就近播墾。……

若得東川府改隸雲南、雲南路近、聲教易及。凡滇黔兩省商民、有力能開墾者、廣為招徠以實其地。並將附近官汛、斟酌移駐、以資彈壓、不但兵民衆多、土人自不敢橫肆。且從前茂草、皆變為膏腴、民受福利、國增錢糧。

(27) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正四年十二月二十一日、鄂爾泰の上奏。

(28) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正五年三月十二日、鄂爾泰の上奏。

臣惟墾荒之法、係民生第一要務、到處皆然。……麼步等彝、不諳耕種、兼苦地寒。臣已飭麗江府元展成、現在招墾并教以作糞攙灰之法、日今漸有頭緒。

(29) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正五年三月十二日、鄂爾泰の上奏。

先買水牛一百頭、蓋房六百間、招民開墾、酌給牛種、房屋復給、以現銀為半年食米之費、其自外州縣來者、又給以盤費為搬運行李之資。

(30) 『宮中檔雍正朝奏摺』雍正五月正月二十五日、鄂爾泰の上奏。

必先開墾田畝、多積稻糧、則油米價賤、開採不難。而銅課既多、錢本不重、然後開局鼓鑄、官私通行、則錢可當銀、民自樂利……。

(31) 前出註(12)『清史列傳』及び『清史稿』「鄂爾泰」の記述参照のこと。

(32) 『碑伝集』卷二十二、「武英殿大学士太傅文端公鄂爾泰行略」。

(33) 張捷夫「論改土歸流的進步作用」(『清史論叢』第二号、一九八〇年)、「關於雍正西南改土歸流的幾個問題」(『清史論叢』第五号、一九八三年)、王纓「鄂爾泰与西南地区的改土歸流」(『清史研究』第二号総第十八期、一九九五年)等参照。

(34) 王鐘翰「雍正西南改土歸流始末」(『文史』第十輯、一九八〇年)、黄小平「鄂爾泰与雲貴的苗疆經營」(『大陸雜誌』第五十五卷第三期、一九七七年)参照。

(35) 劉本軍「鄂爾泰改土歸流的善後措施」(『雲南社会科学』第六期、一九九九年)参照。

表1 〈雍正期における雲南の革除土司一覽〉

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	土司	支配氏族	年	革除理由	氏族への措置	革除後	備考
劍川州土州判	富州土知州	永平県土県丞	姚安府土同知	鎮雄土知府	烏蒙土知府	鄧川土知州	霑益土知州	鎮沅土知府	者樂甸長官司	阿迷州土催	了味巡檢司土巡檢	結白巡檢司土巡檢	戸撒長官司	臘撤長官司	威遠土知州	麗江土知府	趙氏	沈氏	雍正九年	土州判趙元麗が号紙を遺失したため			燦が承襲
																	馬氏	雍正五年	土県丞馬燕父子はともに悪行を助けたため				
																	高氏	雍正五年	土同知高厚德が民田を占拠し莊園を隠匿したため				
																	隴氏	雍正五年	雍正四年烏蒙土知府禄万鐘は土民を劫掠し地方に危害を加え、鎮雄府土知府隴慶侯と通じて官兵に抵抗し、五年捕らえられ革除	江西に移住	昭通府	四川から雲南の管轄になった	
																	禄氏	雍正四年	土知州阿覓遠が賊を匿い民に災いを及ぼし革除	江西に移住	鄧川州		
																	阿氏	雍正四年	土知州安于蕃が重税を搾取し横領して、不法を行つたため	江寧へ移住	宣威州		
																	刀氏	雍正四年	長く不法を行い地方を害したため	江寧へ移住	鎮沅府		
																	刀氏	雍正四年	長官刀聯斗罪に問われるのを恐れて自ら改流を請う	九品冠帯	恩楽県		
																	李氏	雍正三年	土民に重税を強いたため	江西へ移住	阿迷州		
																	普氏	雍正三年	雍正元年方景明・普有才等民衆を集めて争乱を起こし、二年逮捕、三年に統率力を失い革除				
																	方氏	雍正二年	雍正元年方景明・普有才等民衆を集めて争乱を起こし、二年逮捕、三年に統率力を失い革除				
																	頼氏	雍正二年	雍正元年方景明・普有才等民衆を集めて争乱を起こし、二年逮捕、三年に統率力を失い革除				
																	蓋氏	雍正二年	雍正元年方景明・普有才等民衆を集めて争乱を起こし、二年逮捕、三年に統率力を失い革除				
																	刀氏	雍正二年	土知州刀光煥が土民を苦しめ賊を匿つたため捕らえる	江西へ移住			
																	木氏	雍正元年	土知州木興の病故のため		麗江府	雍正三年木興の弟・木鐘が土通判を承襲	

※李世倫『清代土司制度論考』（中国社会科学出版、一九九八年）、第四章土司制度考・三雍正朝五省革除土司考より雲南省抜粋

图1 <中国西南地域图>

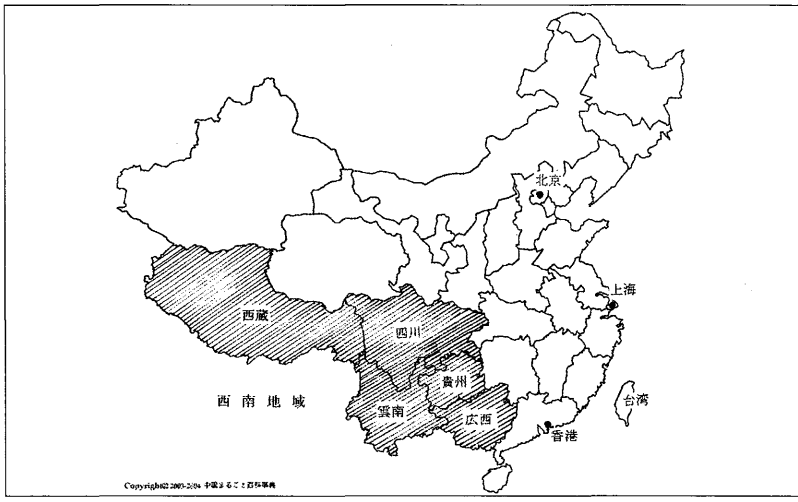
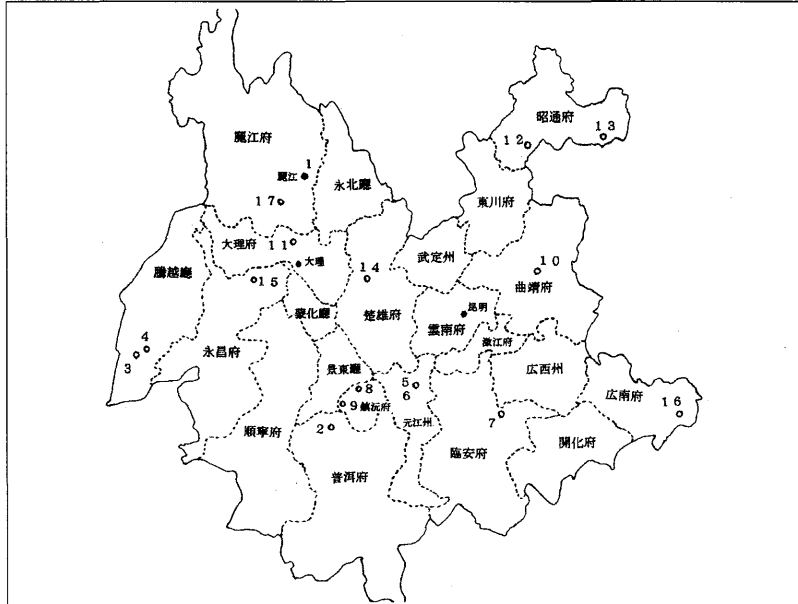


图2 <雍正时期雲南改土歸流图>



※数字で示した地点は、表1の改土歸流された地域に対応。
 ※参考地図：『中国歴史地図集』第八冊清時代（中国社会科学院編 三聯書店 1992年）